

第1回

(令和元年5月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和元年5月10日（金）午前9時30分から午前10時26分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 9名
1 番委員 田口英一郎・2 番委員 谷口 一也・3 番委員 尾方 学
4 番委員 元村 彰浩・5 番委員 今村 忠臣・6 番委員 西嶋 健一
7 番委員 尾方安枝子・8 番委員 福本 王雅・9 番委員 栗原 和親
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第21号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第22号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第23号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第24号案 非農地証明願いに対する認定について

- 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、6番・7番委員をお願いします。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

- 4 番 先月あっせんの件、立野709田357㎡、4月18日、西田推進委員と購買者、購入者と公社に売り渡すことができました。10アール当たり20万円で計算して全部で7万円で売渡し決定です。

- 8 番 4月18日午前11時から2月に出ておりましたあっせんの件ですが8番、9番、最適化推進委員さん立会いのうえ公社へ売り渡すことができました。10アール当たり48万円と10アール当たり27万円です。同日午後3時に4月に出ておりました件ですが8番、9番、石坂委員さんと協議の結果10アール当たり433,000円で農業公社へ売り渡すことができましたので報告します。

議 長 先月の24日に人吉球磨の農業委員会協議会が行われまして会長を人吉市の中村会長が、副会長を湯前の会長がされることに決定しました。年間の行事計画と女性ネットワークに支援を決定しております。

議 長 議事に入ります。議第 2 1 号案農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 2 1 号案農地法第 3 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番から 3 番について、7 番委員から調査報告をお願いします。

7 番 （調査番号 1～3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族 4 人（稼働力 2 人）。経営面積は、285a、うち田 285a、水稻 177a、他は WCS、牛は飼っていないので供給契約されています。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：番号 1 が 600m、番号 2 が 700m、番号 3 が 2Km です。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：1 番が 10 アール当たり 1 万円、2 番が 6 万円と 30K の米 7 袋、3 番が 30K の米 3 袋です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター、田植機、コンバイン、粃すり機、動噴を所有。8 番（取得農地の利用計画）：水稻。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号 4、5 番について、9 番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号 4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 4 人（稼働力 2 人）。経営面積は、144a、田 85a、水稻 15a、WCS 70a、畑 59a、畑は野菜と飼料を作付け。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：5 m。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：25 万円/10a。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター、コンバイン、田植機、管理機を所有。8 番（取得農地の利用計画）：野菜、芋類。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9 番 （調査番号 5）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族 3 人（稼働力 2 人）。経営面積は、59a、田 23a、水稻 23a、畑 36a、野菜等を栽培。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：7Km、15 分程度。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：0 円。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：管理機、草払機、水田耕起は所在地の農家に依頼。8 番（取得農地の利用計画）：水稻。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして

いると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、質問のある方は挙手をお願いします。

8 番 2番についてですが、小作料が6万円と30Kの米7袋と報告がありましたが、この全部の面積に対しての小作料でしょうか？

7 番 全体で6万円と30Kの米7袋ということでした。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

全員賛成です。

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番から5番について許可することに決定します。

議 長 議第22号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第22号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、2番委員から調査報告します。

2 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電施設です。平野集落の中にあって住宅地に付属する畑です。現在は大きな竹が生えており非農地に該当するような農地でした。5条調査項目により報告します。1番(農地区別)：第2種農地。2番(着工時期)：許可が下り次第着工。3番(資金調達)：自己資金です。5番(周囲の承諾)：問題なし。6番(公衆衛生)問題ありません。7番(転用措置)：整地して雨水は自然透水になります。8番(日照通風の影響)：問題なし。10番(農振法)：農用地区域外。太陽光ですが、畑、宅地、山林を合わせて太陽光施設ができるようです。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番を9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第3種農地。2番(着工時期):令和元年6月10日です。3番(資金調達):借入金です。5番(周囲の承諾):近隣農地はありません。6番(公衆衛生)上水道、下水道とも町の施設を使用されます。7番(転用措置):十分に注意して造成されるということです。8番(日照通風の影響):問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、質問のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、1番から2番について許可することに決定します。

議 長 議第23号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第23号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)
今回は所有権移転4件、利用権設定が29件です。所有権移転につきましては、農業公社の売渡1件、買入れ3件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1~29番適格の報告あり)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。
の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、議第23号案異議のない方の挙手を求めます。
(全委員：挙手)

全員賛成です。適格といたします。

議 長 議第24号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第24号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議 長 調査番号1番について一武地区の代表の方の調査報告をお願いします。

9 番 (調査番号1) 5月8日午後1時20分、6番、8番、9番員、推進委員で現地確認を行いました。調査結果を報告します。申請人、申請物件については、記載のとおりです。現地の状況は、写真を見ていただければわかりますように現在はヨシ草、竹、木、クズが水田に生え繁る状況になっていました。現地は湿地であり畦畔の確認、用水路、排水路についても確認することができませんでした。以上のようなことから調査を行った委員で協議した結果、非農地と判断できると思います。

議 長 調査報告が終了しましたので、意見のある方は挙手を求めます。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について非農地として異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全委員賛成です。

調査番号1番を非農地として認定します。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年5月10日

農業委員会会長

6番 農 業 委 員

7番 農 業 委 員